

第2次

酒田市環境基本計画

【基本計画編】



酒 田 市

平成27年3月

(表紙の写真について)

鳥海山を望む景色

日和山、山居倉庫と並び酒田市民に愛されている景色です。市の鳥『イヌワシ』の生息地にもなっており、豊かな酒田の自然を象徴する山の一つになっています。

飛島と共にジオパークとしての活用が検討されています。

第2次酒田市環境基本計画の策定にあたって



「環境問題」が叫ばれて久しい昨今です。かつて、環境問題といえば公害防止や自然保護が中心でした。その後、地球環境問題やごみ問題などが注目されるようになり、環境問題は、複雑で幅広いものとなってきています。これらを解決するために、国は環境保全の施策の基本となる環境基本法を制定し、新たな取り組みをはじめました。酒田市でも、これに呼応し市民の総力を結集し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な酒田市を目指した「酒田市環境基本条例」を制定し、公害対策、自然保護、地球温暖化対策などに取り組んできました。環境問題は、解決までに非常に長い時間を要する場合がありますが、技術の進歩や人々の考え方の変化など、環境問題を取り巻く状況は刻々と変化しています。目指す頂きは同じでも、その道のりは、適切に選んでいかなければなりません。そのためここに本計画を策定しました。

本計画は、今後の10年間における市の取り組みの基本的な考え方を示したものでありますが、環境問題への取り組みの主役は市民、事業者の皆さまです。市民、事業者の皆さまと一丸となって、環境を守り、より良い環境の創造を図っていくことを旨とし、本計画では、“全員参加”を基本に据えました。

また、計画の進め方については、具体的な取り組みを毎年度の『行動計画』としてまとめていきます。環境問題では、状況に応じた取り組みを講じていくことが必要です。

そして、基本計画については、簡潔なものとししました。詳細なデータ等は、『資料編』として別にまとめています。皆さまの生活や事業の参考になされることを切に希望する次第です。

最後に、本計画の策定にあたっては、アンケートにご協力いただいた市民、事業者の皆さま、酒田市環境パートナー会議、酒田市環境審議会委員の皆さまなど、多数の方にご協力をいただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

平成27年 3月

酒田市長 本間正巳

目次

(はじめに)	1
I. 環境基本計画を取り巻く状況	2
国の施策.....	2
酒田市総合計画.....	3
地域の課題.....	4
II. 環境基本計画の構成	10
環境基本計画のテーマ	10
計画期間.....	10
目指すべき環境像	11
基本目標.....	11
目標指標.....	12
市民、事業者の役割と市の取り組みの方針	12
【共通目標】 全員参加：みんなで取り組む未来につながる環境づくり	13
【基本目標1】 安心して快適な美しい地域づくり	14
【基本目標2】 環境負荷の少ない社会へ.....	15
【基本目標3】 自然と共に生きる.....	17
【基本目標4】 二酸化炭素の発生が少ない生活.....	18
III. 推進体制	20

(はじめに)

■環境基本計画の構成

環境基本計画は、「基本計画編」「資料編」「行動計画編」の3部から構成されています。このうち、「行動計画編」については、毎年度更新されます。

●基本計画編

今後の10年間にわたる環境施策の基本をまとめたものです。

●資料編

計画策定の経過や資料、調査結果などをまとめたものです。

●行動計画編

基本計画に沿った具体的な施策をまとめたものです。毎年度更新されます。

■第1次計画との主な変更点と特徴

環境基本計画そのものを知らないなど、計画の浸透が不十分であるという反省から「全員参加」を各基本目標の共通テーマと位置付け、さらに分かりやすい計画としました。また、具体的な取り組みについては「行動計画」に位置付け、毎年度見直すこととしました。

【第1次計画の反省】

環境基本計画や市民・事業者の行動指針が浸透してない
→計画の進め方に課題

- 「全員参加」を共通テーマに

- 分かりやすい計画づくり
 - 課題を5つのテーマに再編
 - 各テーマごとに目標設定

- 行動計画の策定
 - 市民、事業者、市などの役割を明示

I. 環境基本計画を取り巻く状況

■国の施策

国は、第4次環境基本計画（平成24年4月）において「目指すべき持続可能な社会の姿」として、

- ◆ 低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成
- ◆ その基盤として、「安全」を確保

を掲げ、次の9つの重点目標を策定しています。

1. 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーション¹の推進
2. 国際情勢に的確に対応した戦略的取り組みの推進
3. 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進
4. 地球温暖化に関する取り組み
5. 生物多様性²の保全及び持続可能な利用に関する取り組み
6. 物質循環の確保と循環型社会の構築
7. 水環境保全に関する取り組み
8. 大気環境保全に関する取り組み
9. 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取り組み

酒田市でも、「低炭素」「循環」「自然共生」の達成を基本としています。



¹経済・社会のグリーン化とは、環境に配慮した商品やサービスが普及・浸透していくことで、グリーンイノベーションとは、そのような商品やサービスを生み出す技術革新をいいます。

²生物多様性とは、生態系・種・遺伝子の3つのレベルでの生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。

■酒田市総合計画

酒田市総合計画は、行政運営の総合的な指針となる計画で、市の全ての計画の基本となる計画です。環境基本計画も、その指針に沿った計画としています。

酒田市総合計画に掲げられた環境施策

1. 環境共生社会の実現

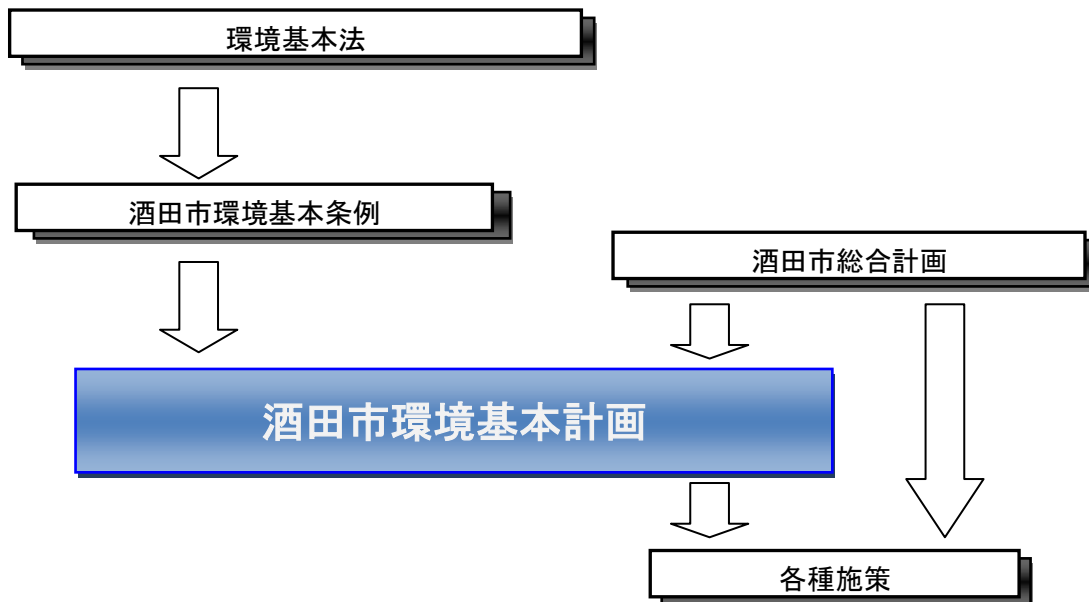
- ・ 環境保全対策、自然保護対策の充実
- ・ 公害防止対策の充実
- ・ 再生可能エネルギーの普及促進

2. 廃棄物対策の推進

- ・ ごみ減量化の促進
- ・ 再資源化の促進

環境基本計画でも「環境保全」「自然保護」「公害防止」「再生可能エネルギーの普及」「廃棄物対策」について、計画を策定する必要があります。

●環境基本法、酒田市総合計画と環境基本計画の関係



■地域の課題

【第1次環境基本計画の検証】

1. 数値目標の現況

第1次環境基本計画では12項目にわたる具体的な数値目標を掲げ、環境問題に取り組んできました。

そのうちの6項目について、目標に到達していない状況にあります。

項目	内容	達成目標 (26年度)	現状 (最新)
自然保護に関する普及啓発事業 (市主催・共催)	自然観察会等参加者数	1,500人以上	1,482人(H27.2月)
身近な河川の水生生物	生息種	新井田川 確認種 10種以上	15種 (H26)
		小牧川 確認種 8種以上	23種 (H26)
新井田川の水質	BOD75%値	2mg/l以下	3.0mg/l (H25)
小牧川の水質	〃	3mg/l以下	4.0mg/l (H25)
二酸化硫黄	2%除外値	環境基準 (日平均 0.04ppm以下)	0.001ppm (H25)
		(1時間値 0.1ppm以下)	0.02ppm (H25)
二酸化窒素	98%値	環境基準 (0.06ppm)	0.010ppm (H25)
浮遊粒子状物質	2%除外値	環境基準 (0.10mg/m ³)	0.050 mg/m ³ (H25)
一酸化炭素	2%除外値	環境基準 1日平均 10ppm以下	0.3 ppm (H23)
光化学オキシダント	1時間値最高値	環境基準 (0.06ppm)	0.085 ppm (H25)
ごみ排出量	年間総排出量 (資源回収量を含む)	45,800 t以下	44,693 t (H25)
一人当たりごみ排出量	家庭系ごみ 1日当たり排出量	652 g以下	723 g (H25)
リサイクル率	ごみ資源化量 ÷ごみ排出量	25.1%以上	16.5%(H25)

※太枠は、目標を達成していない項目

2. 市、市民、事業者の取り組み

第1次環境基本計画に記載された、市、市民、事業者のそれぞれの具体的な取り組みについて検討したところ、次のような課題が見出されました。

(1) 酒田市の取り組み課題

- 動植物の生息状況や、動植物が生息できる環境にあるかどうかを調査する取り組みについては、平成26年度に文献調査に着手したものの、フィールド調査への取り組みが行われていない。
- 4R（リフューズ（いらぬものは断る）、リデュース（ごみを減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（資源として再利用する））の取り組みと啓発については、一部の機会をとらえて行われているが、さらなる取り組みが必要。
- 山形県は、県内の全市町村において、家庭系ごみの処理を有料化するよう働き掛けているが、酒田市での実施については検討している段階。
- 地球温暖化防止活動については、県が実施しているキャンペーンなどは、市民や事業者に参加を促したりしているが、市独自の情報発信や出前講座の活用に関する取り組みが不足している。

【第1次環境基本計画の重点事項の達成状況】

具体的施策	状況	備考
◎自然体験事業の実施など環境学習の場としての活用を図ります。	達成している	鳥海イヌワシみらい館、家族旅行村、自然体験学習など
◎自然保護の普及啓発の拠点として、猛禽類保護センター（鳥海イヌワシみらい館）の活用を推進します。	達成している	運営に参画 自然体験学習など
◎生育・生息環境の現況を把握するため、調査及び情報収集を行います。	着手している	一部河川の魚類生息状況については調査
◎動植物の現況を把握するため、調査及び情報収集を行います。	着手している	市内の動植物等について文献を調査
◎河川や海域の水質などの調査を継続し、水環境の把握に努めます。	達成している	国、県、市の調査で把握
◎公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽の整備を推進します。	達成している	下水道普及率94.8%（平成26年3月末現在）
◎環境改善や水質保全に関する啓発活動を行い、公共下水道等への早期接続を促進します。	達成している	広報、ホームページ
◎ホームタンクなどからの灯油流出の未然防止と事故時の被害拡大の防止に努めます。	達成している	チラシや広報による啓発

◎4R(リフューズ(いらぬものは断る)、リデュース(ごみを減らす)、リユース(繰り返し使う)、リサイクル(資源として再利用する))の取り組みと啓発を推進します。	着手している	施設見学や社会科授業でも取り入れ
◎家庭ごみの有料化について検討します。	検討中	
◎太陽光・熱、風力、小水力など、自然豊かな本市の特徴ある自然エネルギーの活用を推進します。	達成している	住宅用太陽光発電システム設置に対する助成 酒田港などにおける風力発電事業の推進 公園への太陽光時計の設置 理科授業でも扱っている
◎新エネルギービジョンを策定し、施策の方向付けを行います。	達成している	市再生可能エネルギービジョン(H25.9)策定
◎環境保全行動計画に基づき、市の施設からの温室効果ガス排出量の削減を推進します。	達成している	25年度に『第2期酒田市役所環境保全行動計画』を策定し、推進に取り組んでいる。
◎市民に対して、地球温暖化防止の具体的な取り組みの情報を提供していきます。	着手している	グリーンカーテン ³ など

(2) 市民の取り組み課題

第1次環境基本計画で例示されている「市民の行動指針」への取組状況を中心に市民アンケートを実施したところ、以下のような結果となりました。

- ごみ分別などは浸透しているが、地球温暖化防止施策や環境イベントへの参加などは浸透していない。
- 生活の便利さよりも環境を優先する回答が多い。また、環境問題への取り組み意識も高い。
- ほとんどの市民が環境基本計画を読んだことがない。

市民の環境への意識は高いものの、個々人の具体的な対策、実践が不足していることが明らかになりました。環境イベントや情報提供を充実させていく施策が必要であるほか、『環境基本計画』が市民生活の参考となるよう分かりやすいものであるなど、具体的な実践活動にも工夫が必要です。

酒田の残したいところとして、日和山、山居倉庫を挙げる回答が多く、直したいところとして、駅、商店街を挙げる回答が多いのは、前回(平成14年度)調査と同様で、市民の関心は身近な景観や都市機能にあることがうかがえます。

³ グリーンカーテンとは、植物で日よけを作り、温度上昇を抑制する省エネルギー手法です。

(3) 事業者の取り組み課題

第1次基本計画で例示されている「事業者の行動指針」への取組状況を中心に事業者アンケートを実施したところ、以下のような結果となりました。

- ごみ、省エネルギーについては浸透しているが、地球温暖化対策、環境情報の利用については浸透の度合いが低い。そのうち低公害車、再生可能エネルギーの導入については、費用が障害となっていると思われる。
- 行政への期待については、公害対策、廃棄物対策、みどりあふれる街づくり、自然保護と回答した割合が高い。
- 環境のための取り組みについては、ほとんどの事業者が何らかの形で取り組みの意思を表示している。
- ほとんどの事業者が環境基本計画を読んだことがない。

市に求める役割として、公害対策や廃棄物対策などを挙げる回答が多いことから、引き続き、基本的な環境保全に取り組んでいく必要があります。また、市民アンケート同様、市民の環境への意識は高いものの、具体的な対策、実践が不足していることが明らかになりました。事業者の参考となる具体的な対策の工夫が必要です。

コラム お互いに円滑な生活を送るために

給湯器やエアコン室外機の騒音、薪ストーブなどからの排煙などが近所迷惑の原因になっています。これらを取り付ける際は、隣家の迷惑にならないよう配慮して、お互いが気持ちよく過ごせる環境を作ることが大切です。また、蜂の巣の駆除など、自らの所有する建物が周囲に危険を及ぼさないようにします。

同時に、住宅密集地では完全に生活騒音などを無くすことはできません。自らも騒音を出しながら生活しているので、“お互い様”という考え方も必要です。

コラム 規制と迷惑は別物

法律にさえ違反していなければ何をやっても良いというわけではありません。騒音や悪臭には「規制基準」があり、これを超える場合は、法律により改善命令や罰則が適用されることがあります。しかし、規制基準内であっても近隣に迷惑を掛けないようにしながら、周辺と良好な関係を続けていくことも事業者の責務の一つです。

(4) 苦情相談

近年、市民や事業者から寄せられた苦情相談の概要は次のとおりです。

- 空き家について、多くの苦情相談が寄せられている。内容は、老朽化による建築材の落下、飛散に伴うものが多い。
- 悪臭や騒音など、感覚に関係する訴えが多いが、工場などの事業場のほか、浄化槽からの悪臭やエアコンの騒音など、市民の日常の生活に起因する苦情相談が多い。
- 猫に関する苦情の内容は、野良猫への無責任な餌やり、飼い主のマナーに関するものとなっている。
- カラス、ハクビシンなど野生動物に関する苦情相談が増えている。内容は、集団化したカラスによるフン害、ハクビシンによる家庭菜園の被害や住宅への住みつきとなっている。

騒音、悪臭や野良猫、ペットなどの苦情は以前から寄せられているもので、引き続き対策を行っていかねばなりません。また、近年、空き家に関する苦情が増加しています。これらは市民モラルによるところが大きく、課題となっています。

その他、カラスやハクビシンといった、野生生物に関する相談も増えています。野生生物との共存を図りながら、暮らしやすい環境を整えていく必要があります。

【参考】 苦情相談記録件数

●身近な環境に関する主な相談

(平成 23 年度～平成 25 年度 合計)

順位	キーワード	件数
1	悪臭	62
2	猫	51
3	騒音・振動	49
4	カラス	34
5	大気汚染	21
6	害虫	20
6	犬	20
8	動物	12
9	水質汚濁	10
10	蜂	9

●空き家に関する苦情相談

年度	件数
25 年度	117 件
24 年度	190 件
23 年度	96 件
22 年度	82 件
21 年度	59 件
20 年度	41 件

3. 山形県環境計画

環境基本法では、県は「主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする」とされています。

山形県では、平成24年3月に『第3次山形県環境計画』を策定し「持続的発展が可能な安全で美しいやまがた創り」を掲げ、次の6つの基本目標を掲げています。

1. 地球温暖化を防止する低炭素社会の構築
2. 再生可能エネルギー等の導入による地域の活性化
3. ごみゼロやまがたの実現に向けた循環型社会の構築
4. 豊かな環境を守り、活かす自然共生社会の構築
5. 安全で良好な生活環境の確保
6. 環境教育を通じた環境の人づくり

酒田市としても上記の6つの基本目標を鑑み、市の目標と課題解決のために効果的に施策を進める必要があります。



コラム 環境の保全と創造、環境への適応

家の前を掃除する、ゴキブリを駆除する、相隣問題を当事者同士で解決するというのも、環境の保全と創造の一つです。市などが行う助成や相談を活用して、周囲の環境の保全は自らが行うことが大切です。

しかし、環境は常に自分の望む通りになるとは限りません。自然や野生生物が原因である場合などでは、原因に直接働き掛けることが不可能な場合があります。そういった場合は、その環境にうまく適応することが必要です。例えば、スギ花粉による花粉症などは、原因となるスギの木を伐採することはできませんので、マスクをしたり薬を飲んだりする環境への適応が必要になります。

Ⅱ. 環境基本計画の構成

■環境基本計画のテーマ

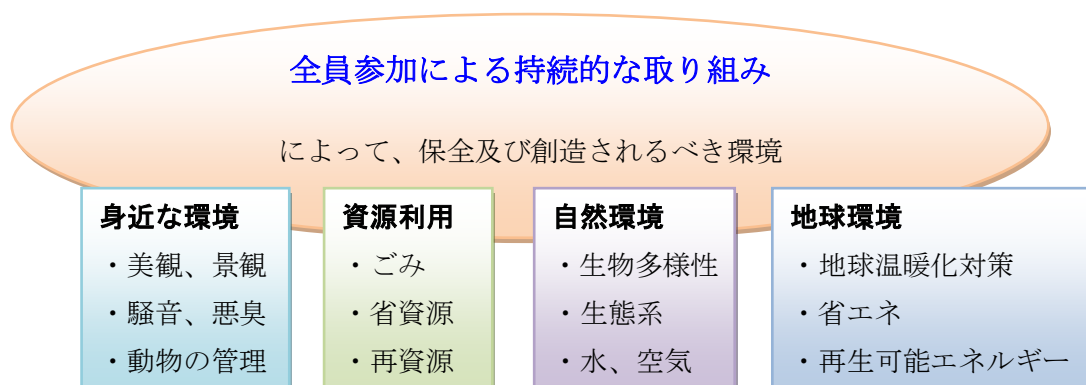
本計画では、保全と創造が行われるべき環境とは何かを、次のように整理しました。

【保全と創造が行われるべき環境】

1. 身近な環境
2. 資源利用
3. 自然環境
4. 地球環境

これに、環境基本計画の浸透が不足しているというアンケート結果を踏まえ、市民、事業者、市の「全員参加」を加えた、計5つのテーマを本計画で扱うこととしました。

●計画の対象となる環境のテーマ



■計画期間

平成27年度から平成36年度までの10年間としますが、策定後5年程度が経過した時点を目途に計画内容の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

■目指すべき環境像

酒田市環境基本条例に掲げられた基本理念⁴を集約した「目指すべき環境像」については、1次計画像を引き継ぐものとします。

副題については、共通テーマの「全員参加」、さらに全ての環境施策の目的である「持続可能」、自然をはじめとした様々な環境要素との「共生」を踏まえたものとしました。

未来につなげよう 酒田の自然・まちなみ・こころ ～全員参加で未来に拓く共生の地域づくり～

■基本目標

現状と課題を踏まえ、5つのテーマについて長期的かつ総合的な基本目標を定めます。

【共通目標】

全員参加
みんなで取り組む
未来につながる環境づくり
(情報提供と環境教育)

1. 身近な環境に関する目標

安心で快適な美しい地域づくり
(美観保持、騒音・悪臭の防止など)

2. 資源利用に関する目標

環境負荷の少ない社会へ
(省資源、循環型社会の形成)

3. 自然環境に関する目標

自然を守り共に生きる
(豊かな自然の保護と活用)

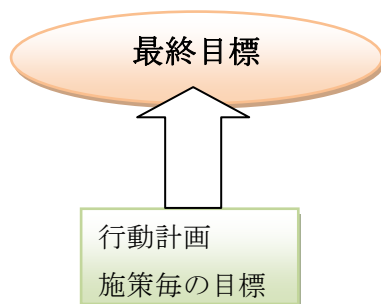
4. 地球環境に関する目標

二酸化炭素の発生が少ない生活
(地球温暖化対策・再生可能エネルギーの普及推進)

⁴ 酒田市環境基本条例第3条（基本理念）

■目標指標

それぞれの目標には、最終的に達成しなければならない指標を定めます。また、毎年度『行動計画』を策定し、目標指標の達成を目指します。



■市民、事業者の役割と市の取り組みの方針

本計画では、それぞれの基本目標に市民、事業者の役割と市の取り組みの方針を掲げます。これは、環境問題が市民の日常生活や事業者の事業活動に大きく関わっていることから、市民や事業者にも一定の取り組みと努力を求めるものです。



コラム ワッシーくん

環境省が酒田市湯の台に設置している猛禽類保護センター（鳥海イヌワシみらい館）のマスコットキャラクターです。国連生物多様性の10年日本委員会が定める生物多様性応援団キャラクターに登録されています。



【共通目標】 全員参加：みんなで取り組む未来につながる環境づくり

～情報提供と環境教育～

アンケートの結果から、市民・事業者の環境に対する意識が高い一方で、実践や具体的な取り組みが不足していることが分かりました。これは単に取り組みのあり方だけの問題ではありません。人口減少、少子高齢化が本市でも大きな問題となっており、環境保全の担い手が不足することが懸念されています。良好な環境を守るためには、全員が自主的に担い手となる環境づくりが必要です。このため、取り組みに必要な情報や環境学習の機会を提供し、全員参加による未来につながる環境づくりに取り組むものです。

酒田市環境基本条例の基本理念では、環境の保全と創造について「市、市民及び事業者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。」とされています。特に地球環境では「市、市民及び事業者がこれを自らの課題として認識し、全ての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。」こととしています。これらの基本理念の実現に向け、「市民の役割」「事業者の役割」「市の役割」を明らかにし、取り組みを進めていきます。

目標指標

- ◆環境基本計画の認知度 市民の70%以上⁵（現在37.0%）
 - ◆環境イベントへの参加経験者割合 市民の70%以上⁵（現在22.1%）
- 市の情報提供と市民の取り組み意識の指標とします。

市民の役割

- ①環境イベントへ積極的に参加や協力をします。
- ②環境問題について関心を持ち、学習会などへの参加に努めます。
- ③身近な環境の保全と創造に取り組みます。
- ④環境に関するアンケートや調査に協力します。

事業者の役割

- ①環境イベントへ積極的に参加や協力をします。
- ②環境問題について関心を持ち、情報の収集に努めます。
- ③周辺の環境の保全と創造に取り組みます。
- ④環境に関するアンケートや調査に協力します。

市の行う施策の方向

- ①取り組みやすく成果が見えやすい活動を進めます。
- ②環境学習の機会の充実に努めます。
- ③市民、事業者、市の連携を進めます。
- ④環境についての情報提供に努めます。

⁵ 目標指標の達成状況は、市民アンケートで確認します。

【基本目標 1】 安心で快適な美しい地域づくり

～身近な環境の保全～

「健康で文化的な生活」にとって、身近な環境は重要です。昨今多くなっているのが、野良猫やカラスのフン害、害虫の発生などの相談です。市民アンケートでは、ごみのポイ捨てなど、市民モラルの向上を訴える意見が少なくありませんでした。市には、悪臭や騒音についての苦情が多く寄せられていますが、その内容は、不適切な生活活動や事業活動によるものが多くなっています。

また、人口減少などを背景に、空き家が増え問題となっています。管理が行われていない建物や空地は、美観や景観に影響を与えるほか、害虫の発生や火災の危険も伴うものです。他にも人口減少は、自治会活動などの担い手不足を引き起こし、公園や緑道の維持について支障が懸念されています。こうしたことから身近な環境をより良くするには、一人ひとりの自覚と取り組みが必要です。

市は、苦情相談への態勢を充実させるほか、市民、事業者のモラルなどの啓発に努めます。

目標指標

- ◆市に寄せられる苦情件数の減少 平成26年度比50%減
愛護動物、不法投棄、空き家など分野別の苦情件数の半減を目指します。
- ◆清掃ボランティアなどへの参加経験者数 市民の70%⁶（現在35.0%）
市の情報提供と市民の取組意識の指標とするものです。
- ◆環境基準（生活に好ましい環境の指標）の達成
大気や水質、騒音などについて、良好な生活環境を目指します。

市民の役割

- ①人の迷惑となるような行為は行いません。
- ②身近な環境問題は、自主的に解決するよう努めます。

事業者の役割

- ①周辺の住民の生活に配慮します。
- ②美観や景観に配慮し事業活動を行います。
- ③苦情や要望には、誠実に対応します。

市の行う施策の方向

- ①美観と景観を保全します。
- ②愛護動物の適切な管理を促します。
- ③野生動物の保護と管理に努めます。
- ④身近な公害を防止します。

⁶目標指標の達成状況は、市民アンケートで確認します。

【基本目標 2】環境負荷の少ない社会へ

～省資源、循環型社会の形成～

かつての「ごみ問題」は、埋め立て場所の不足や焼却炉の能力など、主として処分に関わるものでした。現在では、環境負荷の低減が目的となっています。

大量の資源を消費する方法では、いずれ資源は枯渇してしまいます。同時に、大量の廃棄物を排出することは、環境の破壊を引き起こします。

市では、廃棄物の減量と資源の有効利用を図るため、廃棄物の再資源化に向けた種々の施策を展開していきます。

酒田市環境基本条例の基本理念でも、「資源の有効活用により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築」するとしています。そのためには「市、市民及び事業者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に」行うことが必要です。

目標指標

- ◆1人1日当たり家庭系ごみ排出量 623グラム（現在723グラム）
- ◆家庭系・事業系ごみの排出量 31,300トン（現在40,281トン）
ごみを減らすことは、そのまま環境負荷を減らすことです。また、無駄なごみを出さない取り組みは、省資源にもかなうものです。
- ◆リサイクル率 20.9%（現在16.5%）
リサイクル率とは、廃棄物の中から資源として再利用した割合です。
- ◆資源回収による回収量 5,000トン（現在4,412トン）
使える物は資源としてリサイクルすることも、環境負荷を減らし少ない資源を大切に使うこととなります。

市民の役割

- ～3Rの実践～
- ①ごみを出さない生活を心掛けます（Reduce:リデュース）。
 - ②使い捨ての製品よりも繰り返し使える製品を選びます（Reuse:リユース）。
 - ③リサイクルに努めます（Recycle:リサイクル）。

事業者の役割

- ①各種法令を遵守します。
- ②環境配慮型製品の製造・販売に努めます。
- ③廃棄物のリサイクルと適正な処理に努めます。

市の行う施策の方向

- ①廃棄物の減量に取り組みます。
- ②廃棄物の再資源化に取り組みます。
- ③3Rの実践を推進します。

コラム 循環型社会の様々な“R”

この第2次計画では、市民の役割として3Rの実践を掲げています。前の第1次計画では、“Refuse：リフューズ・・・不要なものは、買わない・もらわない”を加えた「4R」の推進を掲げていました。

循環型社会への取り組みには、さまざまな「R」があります。市でも、これまでどおりさまざまな“R”の実践を推進していきますが、その中でも特に、分かりやすく最も広まっている「3R」の実践について重点的に取り組むこととしました。

国でも、より優先順位の高い2R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用））を中心とした3Rの取り組みをすすめています。

● 2R

Reduce・・・ごみの発生量や資源の使用量を減らす

Reuse・・・そのままの形で再利用する

● 3R

Recycle・・・再資源化。別のものに作り替える

● 4R

Refuse・・・不要なものは、買わない・もらわない

● その他の“R”

Repair・・・修理しながら長く使い続ける

Return・・・購入先に返せるものは戻す

Reform・・・形を変えて別の用途に活用する

Regeneration・・・再生品の使用を心がける。

【基本目標 3】自然を守り共に生きる

～豊かな自然の保護と活用～

酒田市には、鳥海山、対馬海流、最上川などによってもたらされた、高山、平野、暖地、海浜といった特徴ある自然が存在し、古くから豊かな恵みを受けてきました。また、自然をありのまま受け入れるだけでなく、活用することによってより多くの恵みを得ています。里山には、人の手が適度に入ることにより、豊かな生物の多様性が維持されています。しかし、近年、人口減少、高齢化により、農地や里山を守る担い手不足などから、豊かな里山の姿が失われつつあります。市は、清らかな空気、水の確保を基本に、森林、農地、海浜、河川などを保全し、あるべき自然があるべき姿を保つ取り組みを進めます。

酒田市環境基本条例の基本理念でも「環境の恵沢を享受するとともに、良好な状態で将来の世代に継承」し、「多様な生態系が健全に維持されるよう配慮するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを保ちながら、人と自然との共生」が必要だとしています。

目標指標

◆自然に関するイベント参加経験 市民の20%以上⁷

自然体験学習、野鳥観察会、鳥海山・飛島、漁業、林業や農業に関わるイベントや学習会への参加を促し、市の情報提供と市民の取組意識の指標とするものです。

市民の役割

- ①郷土の自然について興味を持ち、イベントには積極的に参加します。
- ②身近な自然を観察します。
- ③野生生物の生態を理解し、共存に努めます。
- ④水や空気を汚さないよう努めます。
- ⑤地域でとれる農産物に関心を持ちます。

事業者の役割

- ①自然や野生生物に配慮した事業活動を行います。
- ②大気汚染や水質汚濁などの公害を防止します。
- ③酒田市の自然環境の特性を利用した産業に取り組みます。

市の行う施策の方向

- ①自然と触れ合う機会を作ります。
- ②生物の多様性の確保に努めます。
- ③森林、農地、海浜、河川などの自然を守ります。
- ④水質や大気質の保全に努めます。
- ⑤地域の自然を活用した産業の振興に努めます。

⁷目標指標の達成状況は、市民アンケートで確認します。

【基本目標 4】 二酸化炭素の発生が少ない生活

～地球温暖化対策・再生可能エネルギーの普及推進～

地球環境に関しては、酸性雨、オゾン層の破壊などさまざまな問題が知られています。本計画では、二酸化炭素の過剰排出による地球温暖化防止を、一人ひとりの市民生活に関わる最優先課題と位置付け、地域から排出される二酸化炭素の削減に取り組みます。また、地球温暖化のもたらす気候変化が、農業、災害や人の健康に与える影響についても調査や対策を検討します。

酒田市環境基本条例の基本理念では、「地球環境保全は、市、市民及び事業者がこれを自らの課題として認識し、全ての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。」としています。

目標指標

◆環境家計簿の取り組み世帯数割合 20%以上⁸（現在12.6%）

◆省エネや節電に常に取り組み世帯割合 90%以上⁸（現在72.1%）

市の情報提供と市民の取組意識の指標とするものです。また、地球環境については、広域的な課題であるため、国や県の運動や取組に参加します。

※「環境家計簿」・・・家庭や事業所などで使用した、電気や燃料などを家計簿のように記録するものです。二酸化炭素の発生を実感するほか、削減の取り組みの参考となります。

市民の役割

- ①自らが生活の中で排出する二酸化炭素を把握し節減に努めます。
- ②節電に努めます。
- ③再生可能エネルギーの利用を心掛けます。

事業者の役割

- ①省エネルギーに取り組みます。
- ②再生可能エネルギーの利用に取り組みます。
- ③J-クレジットやグリーン電力などを活用します。

市の行う施策の方向

- ① より温室効果ガスの排出が少ないエネルギーの使用を推進します。
- ② 省エネルギーを推進します。
- ③ 再生可能エネルギーの開発と利用を推進します。
- ④ 地球温暖化のもたらす影響について情報の収集や対策を検討します。

⁸目標指標の達成状況は、市民アンケートで確認します。

コラム J-クレジット、グリーン電力

J-クレジットとは、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用による二酸化炭素の排出削減量などを、クレジットとして国が認証する制度です。認証されたクレジットは、売買することができ、削減目標の達成や企業PRに活用できます。

グリーン電力とは、風力や太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギーで作った電気のことです。「グリーン電力証書」化して取引することで、再生可能エネルギーの普及・拡大を応援する仕組みです。

Ⅲ. 推進体制

①市民・事業者の役割と推進体制

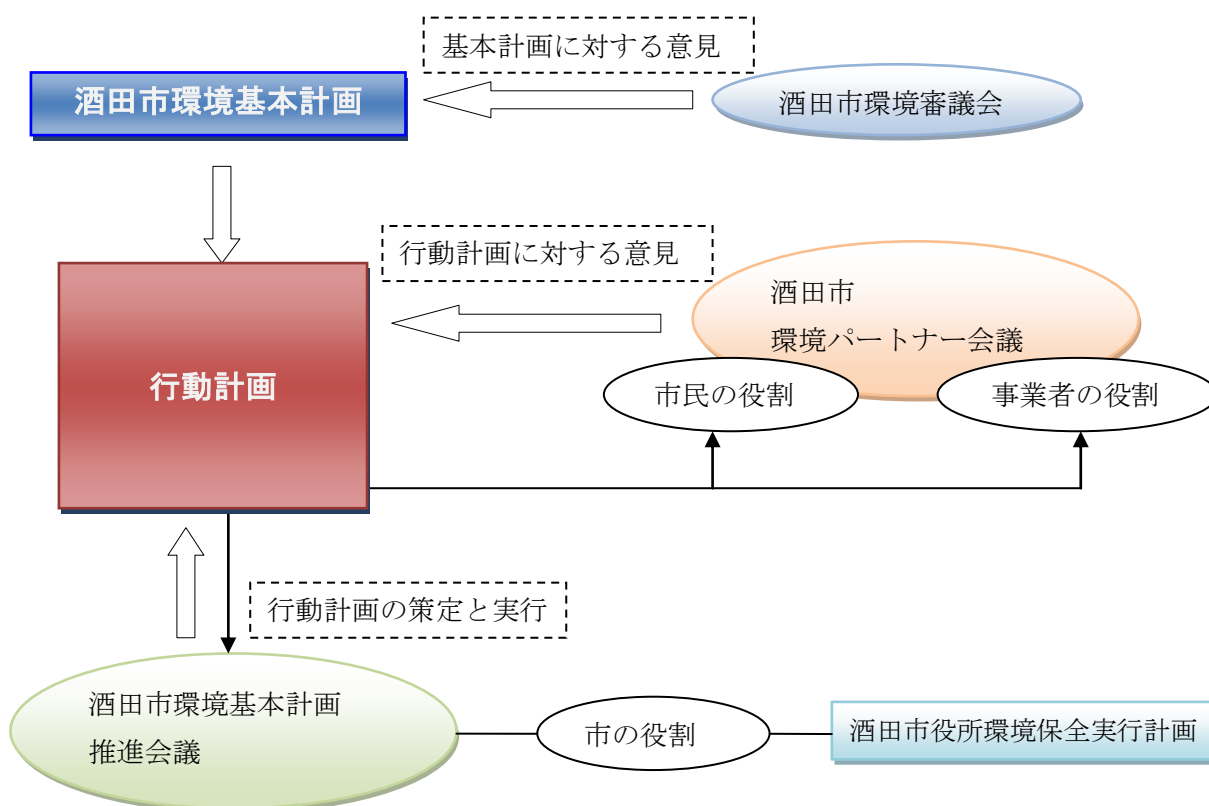
市民・事業者は、環境保全の担い手の中心となる存在です。市などの取り組みや情報を活用し、日常生活や事業活動で基本目標に沿った行動を心掛ける役割を担います。

②酒田市環境パートナー会議

市民・事業者で構成される環境パートナー会議は、これまでも計画の推進を担ってきましたが、市民・事業者の自主的な取組を推進するため、役割を拡充し施策の立案にも関与します。

③市の役割と推進体制

市民・事業者の自主的な取り組みを支援する役割が中心となります。酒田市環境基本計画推進会議⁹で、毎年、環境に関する具体的な取り組み（行動計画）を策定し、成果の検証を行います。また、自らも一つの事業者として、環境に配慮した行政に取り組みます。



⁹酒田市環境基本計画推進会議／環境基本計画の推進を担う、市内部の組織

編集・発行 酒田市市民部環境衛生課

〒998-0104 酒田市広栄町三丁目133番地

TEL.0234-31-0933 FAX.0234-31-0932 E-mail kankyo@city.sakata.lg.jp